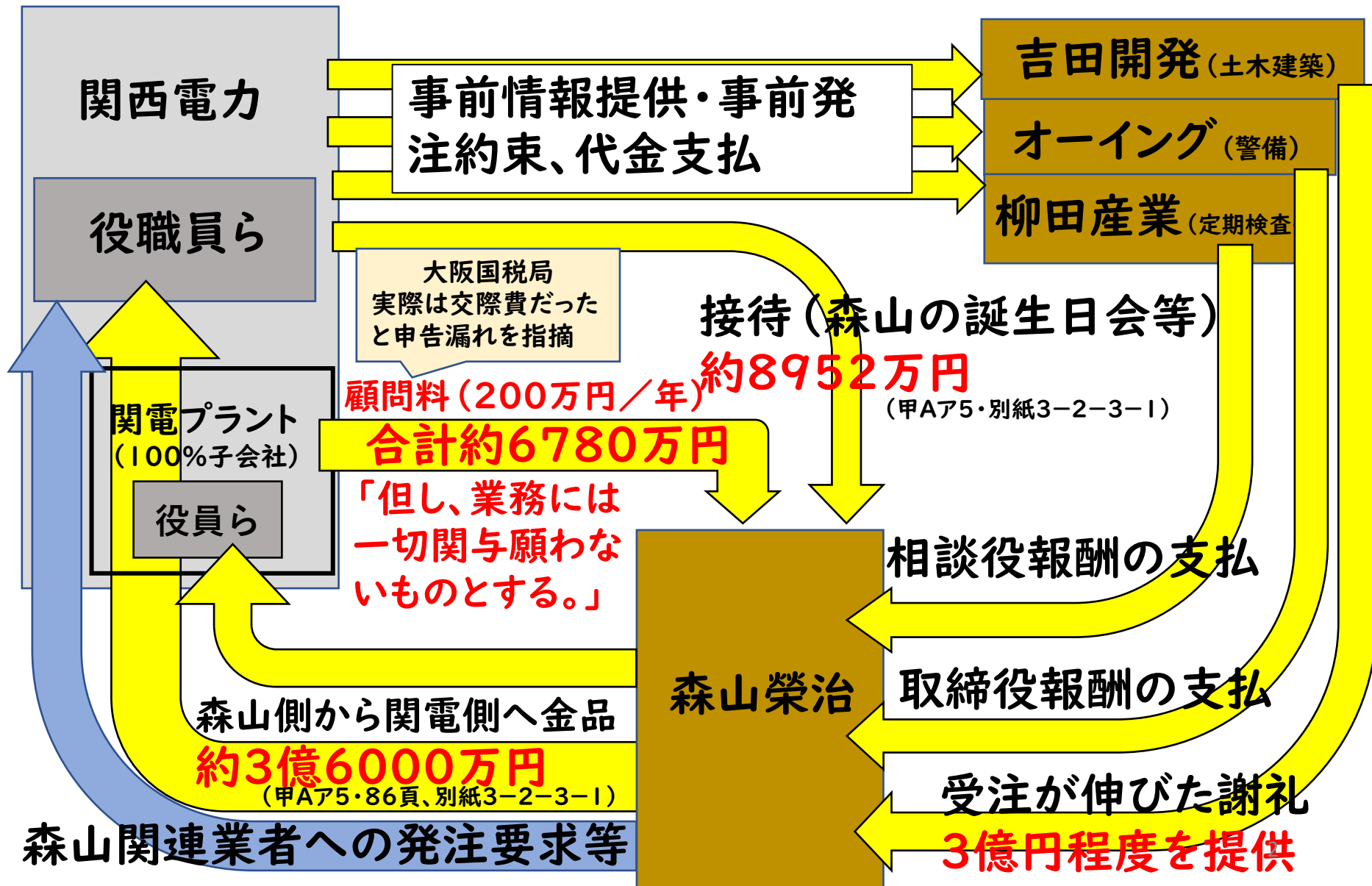


大阪地裁令和2年(ワ)第5481号

## 弁論の更新にあたって3

2026年4月20日(月) 口頭弁論期日  
原告株主ら及び同参加人ら代理人訴訟弁護士大河陽子

# 金品受領、事前情報提供、事前発注約束



# 本件事前発注約束の具体例

事前に本件取引先等に個別の工事等を発注することを約束するケース

2012年4月22日付メール

送信者: 関電の高浜原発所長の長谷氏

受信者: 被告豊松ら複数名

本日午前10時半頃、先生から下記電話があり、いつもながらの工事要求。約10分間の再稼働に関してのご指示も。機嫌は普通。最近で、土日に電話をしてるのが3回目。何か焦っているのか。以下、先生の指示。

1. 明後日会う時に、いい話（工事）を持って来い。びっくりするような。
2. 大手建設会社と腐れ縁を作るな。地元との関係をキチッとしろ。塩浜は頑張っている。一昨日、[人名]（いつもの呼び捨てで申し訳ありません）にも言っておいた。
3. （再稼働に関して）雑音に惑わされず、ドンッとしておけ。

最近、再三にわたり吉田開発に工事を持って来いとこの要求。上期にカンソウ経由で4000万円のA工事を約束したが、それでは物足りない？様子。明後日会う時には、更に6000万円程度（事業本部に予算を交渉中）のB工事を出す予定。これで今年は計約1億円。安全性向上対策関係で構内の土地を探している中、これらは我々にとっても大変意味のある工事。但し、極多忙な土建課に、自公法・予算獲得手続き、工事実施の負担をかけているのが気になるどころです。

## 本件事前発注約束の具体例

事前に本件取引先等に個別の工事等を発注することを約束するケース

2012年4月25日付メール

送信者: 関電の高浜原発所長の長谷氏

受信者: 被告豊松ら複数名

結果を報告します。特に懸案事項・問題等はありません。

○日時・場所 平成24年4月24日(火) 11:00~16:30 [某所]

○出席 森山先生、[人名]、[人名]、[人名]、長谷

○結果

- ・ 吉田開発への仕事を持って来いとどの要求に、**B 工事** (H24年度下期、4000万円、添付資料の2ページ目) を提案し、了解。この程度か、との感触を示されたが、とりあえず今回はこの程度にしておいてやる、とのこと。

昨年末に吉田開発への工事要求があり、添付資料の1ページ (A 工事、4000万円) を提示して凌いでいたが、今年に入り更なる要求が繰り返され、今回に至ったもの。

今年計8000万円も出す、これが精一杯とのニュアンスを伝えた。

- ・ その後、全員での会食になり、至極ご機嫌。話が弾み、終わったのは16:30。

## 本件事前発注約束の具体例

本件取引先等について年度ごとの発注予定額を約束するケース

第三者委員会のデジタルフォレンジック調査により顕出  
 エクセル・ファイル:2004年度分から2008年度分及び2011年度分の「計画折衝経緯」というシート

②「平成 17 年度分 計画折衝経緯」という表題のシート

項目	内容	コメント
<p>「若狭支社幹部①」と打合わせ            (「若狭支社幹部②」同席)</p>	<p>「若狭支社幹部①」より、17年度については16年度と同額の34.5とする。「若狭支社幹部①」には34.5のペーパー(3点セット)を紙及びメールにて配布。「若狭支社幹部①」から「役員①」にメール転送をすること。H17の34.5はYの体力強化との位置づけ。11/15に「役員①」が相談役にH17について34.5とすることを通知する予定。            また、16年度については実勢無しの34.5をターゲットとしてやるとのこと。</p>	<p>各発電所キーマンに対して、H16年度実勢34.5について通知。<u>未達無きよう</u>指示。また、現状未達が大きい大飯発電所についてはY「幹部」に提案するように連絡済。</p>

## 争点一適正発注体制整備義務

### 原告株主の主張（原告会社の主張と同じ）

森山の関連会社に対する関係では、不正・不適切な発注が行われる危険性が特に高かった。

事前発注約束等を認識し又は認識し得た取締役は、当時の業務分掌に応じ、善管注意義務の具体的内容として、自ら又は取締役をして、本件取引先等に対して不正・不適切な発注が行われないように、通常の取引先に対する発注や地元貢献の場合とは異なる、より高度の発注に関する適正性を確保する体制を構築すべき義務（適正発注体制整備義務）を負っていた。

具体的には、森山からの要求がある中で、本件取引先等に対する発注計画を策定し具体的な発注を行うのであれば、その際、原子力事業本部による工事等の発注に対する実効的な牽制機能を有する法務・コンプライアンス部門やコンプライアンス委員会等の確認を経るような発注体制や、工事等を所管する部門から中立性の高い調達部門に工事等の契約締結権限を移管し、発注した工事等の適正性について事後確認を行うなどの発注体制を構築すべきであった。（甲Aア6・取締役責任調査委員会「調査報告書」24頁）

### 被告らの主張

関電の損害につながる不正・不適切発注を特定していない。適正発注体制は整備されていたなど。

## 報酬減額分の補填の経過

被告八木（当時社長）及び被告森（当時会長）は、2015年10月頃、2011年3月11日の東京電力株式会社の福島第一原子力発電所事故以降に**関電が経営不振に陥った際に役員報酬を減額した金額に相当する金額を、業績回復後、かつ、役員退任後に一定の報酬を支払うことにより補填する方針を決めた（本件報酬減額分補填方針）**。（甲Aア5・第三者委員会調査報告書172頁）

被告森から指示を受けた関電の秘書室が本件報酬減額分補填方針を具体化した「**役員報酬返上に係る対応措置の取扱いについて**」と題する方針伺いを作成した。被告森及び被告八木は、2016年4月20日、上記方針伺いの内容を確認した。（甲Aア6・取締役責任調査委員会「調査報告書」32頁）

## 報酬減額分の補填の経過

**被告森**は、2016年5月27日から同年6月13日にかけて、同年6月の定時株主総会終結後に退任する被告森自身を含む合計8名の役員等に対し、

また**被告八木**は、2017年5月23日から2019年6月14日にかけて、被告豊松を含む合計10名の役員等に対し、

それぞれ、**その退任後、役員等に在任中の報酬カット分を考慮した報酬額で相談役、エグゼクティブ・フェロー又は嘱託（以下、「嘱託等」と総称する。）を委嘱する旨の稟議を決裁した。**

これらの報酬額は、いずれも関電の秘書室（2018年6月27日以降は総務室）が本件報酬減額分補填方針に従って算出したものを被告森及び被告八木がそれぞれ決裁した。

その結果、2019年10月までの間に、**退任した役員等18名に対して、当該補填のために2億5900万円が支払われた。**

（甲Aア6・取締役責任調査委員会「調査報告書」33頁、34頁）

# 役員報酬減額分の補填

表

裏

①役員報酬減額と引き換えに、電気料金を値上げ

市民

役員報酬減額分

関西電力

被告ら

③裏で補填

②値上げされた電気料金を支払う

役員報酬

# 争点—報酬減額分の補填

## 原告株主の主張

- ・2011年3月 福島第一原発事故が発生
- ・2012年2月 関電 関電の全ての原発を運転停止。  
これによって収支が悪化。

↓

関電は、

- ・**取締役**に対して、2012年2月に同年7月分からの**報酬を減額**（取締役は年間報酬額の15%減額，社外取締役は年間報酬額の10%の減額）
- ・**一般社員**に対して2013年以降**ボーナスや基本給の削減**
- ・**利用者**に対して2013年5月と2015年6月の**2回、電気料金を値上げ**

↓

・福島第一原発事故後の収支悪化について、関電は、会社全体のみならず利用者にも負担をしてもらいながら、悪化した収支の改善に取り組んだ。つまり、**役職員らの報酬減額の趣旨は、利用者に電気料金値上げを納得してもらうために、役職員自らも痛みを分かち合うという点にあったといえる。**

それにもかかわらず、当時削減した分や負担をしてもらった分のうち役員分についてだけを後に補填する行為は、一部の者だけを利するものであって、言ってみれば利用者を欺いて料金を値上げした詐欺的行為といえる。この行為は、関電の一般社員及び利用者の信用、信頼を失わせるものである。

# 争点—報酬減額分の補填

## 原告株主の主張

- **大阪市（利用者であり、かつ、関電の株式を約7%保有）の松井市長**  
（電気料金値上げの際の関電の説明は）「人件費をカットするから値上げを理解してほしいというのが経営陣の意見だった。（補填は）とんでもない話で、公共料金を取り扱う資格がない」
  - **山口利昭弁護士（企業法務）**  
「電気料金を支払う市民への背信行為だ。」
  - **関西経済連合会の松本正義会長**  
「私の会社でもカットされた報酬はそのままだ。」
- 被告森、被告八木及び被告八嶋において、原告会社の取締役として、社内規定や法令に違反することなく役員報酬を支払う義務に違反

## 被告らの主張

役員退任後に委嘱された相談役、エグゼクティブフェローなどの業務は実質を伴うものであることなど。

# 追加納税分の補填

④会社財産（電気料金）から役員個人の追加納税分を補填

（甲A75・171頁、172頁）

## 関西電力

①豊松秀己 約1億1000万円相当

金品受領時に原子力事業本部長

②鈴木聡 約1億2000万円相当

金品受領時に原子力事業本部副事業本部長（技術）

③森中郁雄 約4000万円相当

金品受領時に原子力事業本部長代理

④大塚茂樹 約720万円相当

金品受領時に原子力事業本部副事業本部長（発電）

（甲A75・88頁、89頁、別紙4-1-2-1）

③役員個人が修正申告&追加納税

②金品受領分を役員個人の所得と認定

金沢国税局

①約3億6000万円の金品提供

（甲A75・86頁、別紙3-2-3-1）

森山榮治  
森山関連業者

## 追加納税分の補填の経過

被告八木誠（当時会長）と被告岩根茂樹（当時社長）は、被告森  
詳介（当時相談役）と話し合った結果、森山に関する金品受領  
問題に関し修正申告及びそれに伴う追加納税を行うこととなった、

- ・被告豊松（金品受領時に原子力事業本部長）
- ・鈴木聡（金品受領時に原子力事業本部副事業本部長（技術））
- ・森中郁雄（金品受領時に原子力事業本部長代理）
- ・大塚茂樹（金品受領時に原子力事業本部副事業本部長（発  
電））

の4名については、それぞれが役員を退任したときに会社の経営  
が順調であれば修正申告時の追加負担分を5年間かけて会社が  
負担するとの方針を決定。

（甲Aア5・第三者委員会調査報告書171頁～172頁）

## 追加納税分の補填の経過

被告豊松のエグゼクティブフェローの報酬：月額490万円

当該報酬には、取締役副社長執行役員の基本報酬をベースとして設定された基本報酬（月額370万円）に加えて、

①金品受領問題に関し被告豊松が納付した修正申告に係る追加納税分の補填（月額30万円）、

②過去の経営不振時の役員報酬カットに対する補填（月額90万円）の趣旨

も含まれていた。（甲Aア5・第三者委員会調査報告書171頁）

このうち、①追加納税分の補填は、2019年7月から同年10月まで4か月にわたって実行され、その補填金額は合計120万円。

# 争点—追加納税分の補填

## 原告株主の主張

- ・個人の所得に関する費用は、当該個人が負担すべき
- ・市民（利用者）は、自らが支払った電気料金が、役員個人の得た所得の税務費用に費消されているとは夢にも考えておらず、本件行為は利用者の信頼を裏切る重大な背信行為である。
- ・追加納税が必要になった所得は、特別背任罪等の犯罪に該当すると考えられる行為または明らかなコンプライアンス違反行為によって生じたものである。このような所得についての追加納税分の補填は、犯罪に該当すると考えられる行為または明らかなコンプライアンス違反を追認するものであって、利用者らの信頼を深刻に裏切るものである。
- ・関西経済連合会の松本正義会長「税金の補填などありえない」

→被告八木及び被告岩根の原告会社の原告会社の取締役として、電気料金を適正に算出し、特定の者を利することなく、適切に事業を遂行する義務に違反

## 被告らの主張

被告豊松のエグゼクティブフェローの報酬は、本人の能力、経歴や業務内容を踏まえたものであって、追加納税分の補填は関わっていないことなど。